

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者に係る一部負担金の額の上限を定めた規定中、引用する健康保険法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。